

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第174号	
事故等名	衝突（陸上クレーン）	
発生日時	平成22年4月16日 14時55分ごろ	
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位340° 2.1海里付近 (概位 北緯34° 30.1′ 東経133° 43.2′)	
事故等調査の経過	平成22年10月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第十八大栄丸、499トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 135600、幸隆海運有限会社</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、四級海技士（航海）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 本船：船尾マストの曲損 陸上クレーン：なし</p>	
事故等の経過	本船は、水島港の岸壁において、鋼材約200tを積載し、船首に2人、船尾に1人、岸壁に船長及び陸上関係者1人を配置して係留場所の移動作業中、平成22年4月16日14時55分ごろ、船尾マストがガントリークレーンのワイヤーに衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、水島港の岸壁において係留場所の移動作業中、ガントリークレーンのワイヤーに気付かなかったことから、本船の船尾マストが同ワイヤーに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、水島港の岸壁において係留場所の移動作業中、ガントリークレーンのワイヤーに気付かなかったため、同クレーンのワイヤーに衝突したことにより発生したものと考えられる。	